

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2)			
日 時	平成 30 年 10 月 22 日 (月)	開 議	午前 10 時 00 分
		散 会	午後 4 時 33 分
場 所	第 1 委員会室 (書類審査) 及び第 2 委員会室 (総括質疑)		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、高野・斉藤・中村 (吉宏)・ 佐々木・林下・新谷・横田各委員		
説 明 員	市長、教育長、小林・前田両監査委員、水道局長、総務・財政・ 産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました濱本でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には松田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村誠吾委員が佐々木委員に、小貫委員が新谷委員に、山田委員が横田委員にそれぞれ交代いたしております。

過日開催されました理事会において、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告申し上げます。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○中村(吉宏)委員

◎除排雪について

私からは、まず除排雪に関連して質問いたします。

まず、データを示していただきたいのですが、平成25年度から29年度の降雪量の月別の推移を示していただけますでしょうか。

○(建設)維持課長

ここ5年の降雪量の推移ですが、センチメートルは省略させていただきます。

平成25年度、11月が66、12月が167、1月が212、2月が113、3月が96、合計が654です。

26年度が、11月が15、12月が262、1月が133、2月が97、3月が78、合計が585です。

27年度が、11月が28、12月が124、1月が135、2月が138、3月が70、合計が495です。

28年度が、11月が28、12月が197、1月が126、2月が90、3月が60、合計が501です。

29年度が、11月が68、12月が162、1月が182、2月が106、3月が46、合計が564となっています。

○中村（吉宏）委員

次に、地域総合除雪の執行金額の推移を、同じように平成25年度から29年度まで月別で示してください。

○（建設）維持課長

地域総合除雪の執行金額の推移ということですが、平成25年度から、12月の執行額が5,130万円、1月が4億26万円、2月が6億9,458万5,000円、3月が7億7,623万3,000円。

26年度が、12月が1億1,624万円、1月が5億8,046万7,000円、2月が8億3,161万円、3月が8億8,886万1,000円。

27年度が、12月が5,239万円、1月が2億5,711万5,000円、2月が5億350万6,000円、3月が6億416万2,000円。

28年度が、12月が9,330万1,000円、1月が4億6,917万3,000円、2月が6億7,522万6,000円、3月が7億1,874万円。

29年度が、12月が1億4,694万4,000円、1月が4億3,703万2,000円、2月が7億173万円、3月が7億9,375万6,000円となっております。

○中村（吉宏）委員

今示していただいた数字は、毎月累積していくという数字でよろしかったですか。

○（建設）維持課長

御指摘のとおり、累積ということでお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

それでは、次に、同じように平成25年度から29年度の年度別で地域総合除雪の排雪量の執行の推移を示していただけますか。月別でお願いします。

○（建設）維持課長

平成25年度につきましては、12月がゼロ、1月までが38万818立方メートル、2月が67万9,338立方メートル、3月が72万3,970立方メートルとなっております。

26年度が、12月が5万5,164立方メートル、1月が54万9,587立方メートル、2月が73万6,037立方メートル、3月が76万3,107立方メートル。

27年度につきましては、12月が95立方メートル、1月が11万4,559立方メートル、2月が22万5,739立方メートル、3月が27万1,054立方メートル。

28年度が、12月で4,296立方メートル、1月が22万153立方メートル、2月が35万3,915立方メートル、3月が37万8,876立方メートル。

29年度につきましては、12月が4,569立方メートル、1月が14万483立方メートル、2月が34万8,010立方メートル、3月が40万2,378立方メートルということで、これも累計の実績量ということになっております。

○中村（吉宏）委員

データのところで最後に、苦情件数、特に排雪依頼の苦情件数の推移と、全体の苦情件数を示してください。

○（建設）維持課長

平成25年度の市民の声につきましては、全体の声で3,584件ということで、そのうちの排雪依頼が712件となっています。26年度が全体で3,306件で、排雪依頼が498件。それから、27年度が全体で1,960件のうちの排雪依頼が430件。28年度が3,007件が全体のうちの排雪依頼が827件。29年度については、全体が2,537件のうちの排雪依頼が837件となっています。

○中村（吉宏）委員

それで、昨年度の除排雪の状況がよかったのか悪かったのかというお話に入っていくのですが、事あるごとに前市長は、市長になってから除排雪は改善されているという、よくなっているということをおっしゃっていました。実際、原課の方々は、どうお考えでしょうか。

○（建設）維持課長

除雪作業につきましては、出勤基準の見直しがありまして、ある程度の作業がされたのかなということは認識しております。

ただ、排雪につきましては、やはり雪の降り方、それから気温の状況もありますけれども、排雪をやる作業、その協議のタイミングというのが少しおくれが生じたということによって、結果的に排雪作業が全体的におくれたのかということでは認識しております。

○中村（吉宏）委員

その除雪も含めてですけれども、特に排雪の部分は、昨年度、いろいろな議会議論の場面でも出ているように、市民の方から多くの苦情が寄せられていたところでもあります。その苦情の状況ですが、平成29年度は全体の市民の声に占める排雪依頼の割合が33%、28年度は27.5%、25年度19.8%、26年度は15%、ここから見ると、格段にやはりふえているわけです。

それで、執行金額の確認をさせていただきたいのですが、まず、降雪量でいきますと、28年度の1月が126センチメートル、29年度の降雪量が182センチメートルと示されている中で、28年度の執行額が累積で3億7,587万2,000円に対し、単月で、私計算してみたのですが、29年度は2億9,008万8,000円だったのです。

これは、除雪の出勤を第2種路線で降雪15センチメートルから10センチメートルに切りかえた中でも、これだけ単年度、1年かけて雪の量が60センチメートル近くも差があるのに、この金額が少ないということはどういうことなのかと思うのですが、この辺を御説明いただけますか。

○（建設）維持課長

今、委員の御指摘のとおり、その割合にして排雪の執行といえますか、それが芳しくなかったということですが、1月の上旬のほうは幹線道路の排雪は進んでいたかと思うのですが、それ以降に降った雪に対しての排雪の協議、それから排雪の判断ということのおくれによって、排雪作業が実際に進まなかったのかなと、結果として、執行状況ということでは、昨年度に比べて平成29年度は少なくなったのかなということでは認識しております。

○中村（吉宏）委員

排雪が適切な時期に、きちんと適切に行われていたのか。1月の降雪量を見ても、1月は前年の積雪量から見ても下回るというのは、やはりおかしいと思うのです。

ちなみに、中央バスのバス路線で運休したところもあると思います。これはいつでしたか、示していただけますか。

○（建設）維持課長

申しわけないのですが、日程としては押さえていない状況ですが、1月の上旬だったかということでは認識しております。

○委員長

どなたかわかる方、もう少し正確にわかる方はいらっしゃいますか。

○（建設）維持課長

申しわけありません。日程の資料がなくて、今お答えできないのですが、1月の上旬だったということでは記憶しているところでもあります。

○中村（吉宏）委員

私の記憶ですと、平成28年度は29年1月と、29年度は30年2月です。2月の中旬かと記憶しているのです。2月2日あたりだったと思います。

バス路線が2年にわたってとまったという状況が発生しまして、今、指摘をさせていただいたように、1月の恐らくは排雪量が足りなかったのだと思うのです、この金額からいくと。そういう認識はいかがですか。

○（建設）維持課長

確かに、毎年雪の降り方ですとか路面の状況、それから雪山の状況も変わりますので、その都度の判断になりますけれども、結果としてバス路線がとまったりですとか、市民の声、排雪に対する要望が多いということをお察しますと、やはり対応としては不十分だったのかなということでは認識しております。

○中村（吉宏）委員

今、ざっと示した中でも、やはり対応が不十分だったという声が上がりました。

そしてもう一つ、これは非常に気になるのですけれども、今みたいに、基本的な情報ではないですか、バス路線が停止した。これはきちんと、担当の方もかわられていますが、業務の情報とかそういったものの引き継ぎはなされているのかどうか、示してください。

○（建設）維持課長

申しわけありません。引き継ぎというところにつきましては、全てのデータを把握していなかったということでは、申しわけなく思っております。

○中村（吉宏）委員

市民の足となる公共交通が大きな雪害でもないのに運休したというのは、これは非常に重要なことだと思うのです。こういうことを、全てのデータを把握していませんからということではないのではないのでしょうか。このままだと、同じことを繰り返すのではないですか。

非常に私は、今あきれて答弁を聞いていましたが、それが、いろいろなところに出てきているわけです、昨年度までは。今も受け答えを含めてそうですけれども。

ちなみに、平成29年度の1月の排雪実績量と28年度の排雪実績量は、やはりかなりの立方メートル数の差があるのです。少ないのです。これは何か計画的に少なくしたのでしょうか。

○（建設）維持課長

排雪量の差につきましては、計画的にというよりは、基本は道路の路面状況、雪山の状況を確認しながらやってきたというところはあるかと思えます。

ただ、結果として市民の声が、そういう排雪に対する要望が多いということでは、その部分の対応が十分でなかったのかなというふうには捉えているところであります。

○中村（吉宏）委員

市民の声がそういう結果ですけれども、私が議会議論の中で記憶しているに、前市長は除排雪の執行に当たって、予算の範囲内でおさめたいと、そういうお話をしていたのをよく記憶しています。

ただ、それに市民の要望が伴うのかというと、非常に疑問ですが、結果を見てどうですか、そのあたり。前市長の恐らくそういうもとの指示が出ていたと思うのですよ、排雪についても。予算の範囲内でおさめろ。片や市民の苦情の状況を受けて、昨年度の除排雪の事業を振り返ったときにどのように考えられますか。

○（建設）維持課長

適切な予算ということでの積み上げかとは思いますが。ただ、気象状況に応じた対応というのがいろいろあるかと思えますので、この結果を見る限りは、やはり過去に比べて最も排雪依頼が多かったというような結果を踏まえると、排雪に対する費用、作業に対応する予算につきましては、もう少し適切に対応すべきだったのかなということ

では捉えているところであります。

○中村（吉宏）委員

いや、もう少し適切にというレベルのお話でもないのかというところです。

平成28年度の除排雪の予算額を算定するときに、何を基準にして算定したのかと、それから29年度の除排雪の予算を考えたときにどういうものを基準にしたのか、示してください。

○（建設）維持課長

まず、除雪作業につきましては、過去5年の出勤実績をもとに、それを平均という考え方のもとに、出勤回数を算定しております。

排雪につきましては、平成27年度は、過去の実績ということで、ベースにしております。それから、28、29年度はそれに施策を加えた形の排雪量ということで、整理をしております。

○中村（吉宏）委員

少し整理しますけれども、では、平成28年度も29年度も、排雪に関しては27年度をベースにして、設計したということでもいいですか。

○（建設）維持課長

そのとおりです。

○中村（吉宏）委員

平成27年度をベースにしたということでありました。

ちなみに、今29年度をやっていますけれども、27年度、28年度の決算特別委員会で、あるいは本会議でもそうですが、決算案件は認定されたのか、不認定になったのか、示してください。

○（建設）維持課長

平成27年度は決算が通ったということで、28年度は決算が不認定ということでは認識しております。

○中村（吉宏）委員

平成28年度決算は不認定だったわけです。この不認定の状況を受けて、前年と同じことをやってきたということだと思うのですが、果たしてそれでよかったのでしょうか、どう思いますか。

○（建設）維持課長

平成28年度決算不認定を受けまして、29年度、結果的にいろいろ皆様からの要望が多かった、それから議会でのいろいろな質問が多かったということは認識しておりますけれども、29年度、排雪につきましては、まず1回目、初動対応ということで、学校回りの排雪につきましてはある程度、28年度よりはできたかなということで認識しております。ただ、後半の雪に対しての対応が不十分だったかなということでは認識しております。その辺は反省するところかというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

今、学校回りができたというお話でしたけれども、それでは、今手元に数値がないので、データの平成28年度小樽市内で何校中何校が、その初動というのを、いつからいつまでの間なのか、29年度は何校あるうちの何校、その初動の範囲でできたのか。その初動の範囲がいつからいつまでなのかも示して教えてください。

○（建設）維持課長

申しわけありません。データということであると、少しお時間をいただかないと、今手元にないものですから御了解願いたいと思います。

○中村（吉宏）委員

ということであれば、よくなったとか主観的な判断をこの場で、公の場でおっしゃられても、前市長が除排雪はよくなった、よくなったと言っていて、ちっともよくないというのが市民の声であって、その学校回りを改善した

といいますけれども、それが示せないということは、我々は到底信用できないのです。

本当に排雪に限ってお話ししますと、平成29年度の苦情件数、排雪に占めるところが33%にもなっていて、かつて前の前の市長が市政執行されていたときには、20%を切っていたものが3割を超えてきていると。この排雪、雪を持って行ってほしいのに持って行ってくれない、これはもう市民の皆さんの悲痛な声なのです。

これをそのままよかったのだというような、少し至らないところがあったのだというお話では、私はないと思いますし、到底認めますよというお話にはならないかというふうに思うのです。

今、市民の観点から考えて、今、排雪の話をしました。それからデータの出し方も伺いましたし、連携がとれているのかといろいろ不安なところも見えてきている中で、総合的にこの29年度の除雪・排雪、特に排雪の事業がきちんと市民の皆さんに胸を張って、よくやりましたということが言えるかどうか、しっかりお答えいただきたいと思います。

○（建設）維持課長

確かに排雪作業につきまして、胸を張ってということでは、非常にお答えづらいところでございます。ただ、平成24年、25年と大雪がありまして対応させていただいたところでも、一生懸命対応はしていたのですが、それは十分ではなかったという結果にはなるのかもしれない。

ですので、除雪の予算は限られておりますので、なかなか全ての方に満足というのは難しい面はありますけれども、29年度の排雪依頼の多さということを抑えますと、29年度の対応というのは特に十分ではなかったのかなということでは捉えております。

○中村（吉宏）委員

排雪の苦情もそうですけれども、こうやってデータを出しているいろいろ見てみると、過去5年、4年さかのぼって見ただけでも、1月から3月までがどういう雪の降り方をして、どこにしっかりと予算執行すべきなのかというのが見えていたにもかかわらず、平成29年度は引き続き、できていなかったというふうに我々は判断せざるを得ないかなというふうに思っているところであります。

◎ふれあいパスについて

除排雪の質問ばかりしていただけないので、次はふれあいパスの質問をさせていただきます。

まず、28年度の予算額、執行額、そして29年度の予算額、執行額を示してください。

○（福祉）地域福祉課長

平成28年度の予算額は1億6,600万円、これに対して執行額が1億5,437万1,583円。続いて29年度の予算ですけれども、1億8,670万円、執行額が1億7,869万8,171円です。

○中村（吉宏）委員

そこで平成29年度の予算が、28年度よりも2,000万円ほど上昇したということですが、これについて財源、財源の前に原因をもう一回、整理して示してもらえますか。

○（福祉）地域福祉課長

協議の結果、バス事業者の負担をゼロにした分がふえました。

○中村（吉宏）委員

その協議の結果が非常にまずかったというのが、昨年もずっと議論されていたところだったわけですが、これは本当に前市長、前市長だけとは言いません、副市長の失政という指摘がまさに大きかったのかと、中央バスとの協議の中でしっかりと、誠実に契約の問題も含めて、関係性の構築も含めて、取り組めなかったという結果がこの2千何百万円という予算増額にはね返ってきているのだろうなということが議会議論で明らかになっております。

そこについて申し上げたいのですが、では、この2,670万円を、補正予算編成されたと思うのですが、増額

分。これについての財源については何か検討はされてきましたか。

○（福祉）地域福祉課長

検討はしておりません。

○中村（吉宏）委員

これも前市長が補正予算を議会に提案するという責任があった内容ですけれども、前市長がいらっしゃったときには、この財源についてのお話というのは、何かしらなかったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

特に話はありませんでした。

○中村（吉宏）委員

普通ですと、自分の責任で、しかも外部でずっと協力をしてくださっていた事業者との交渉がまとまらずに、一般予算、つまり市民の方の税金で全てを負担しなければならないという状況が発生したときに、何かしらそれが結実しないまでも、何かしらの財源の措置とかアイデアというのはあるものだと思うのです。何か、例えば道や国、そういうところに要望しようですとか、そういった動きを前市長はされていなかったのかどうか、示してください。

○（福祉）地域福祉課長

特にそういう要望、動きはしていません。

○中村（吉宏）委員

そのままになっていたと。

今、いろいろ将来に向けては制度設計など、見直されている状況ですけれども、平成29年度の段階ではそういったことが行われていなかったということは、よくわかりました。

いかんせんこういった失政を何の責任もとらなかったということ自体は問題があるのかなと、前市長の責任かというふうに思いますが、それだけ申し添えて、私からの質問は終わります。

○横田委員

◎高島漁港区における観光船事業について

高島漁港区の関係ですが、1年前の決算特別委員会でも、いろいろな議論がありまして、そして、是正を求めてやってくれという話です。それと、当時にも話がありましたけれども、徴収した使用料ですか、そういうのを早く返却しなければいけないのではないのかという、そういう議論があったように記憶をしております。

改めて整理しますが、事業者から徴収した、そして条例違反として是正命令を出している、当然返却しなければならないものが何種類かあると思いますが、これをお示してください。

○（産業港湾）管理課長

ただいま横田委員から御質問がありました、条例違反に伴いまして、使用料を返却しないといけないという項目についてですけれども、まず、港湾施設管理使用条例に基づきます運河護岸・物揚場護岸登録に伴います係留施設使用料、これが平成28年度6月分から11月分として6万1,236円になります。

続きまして、同じ条例に基づきまして、浮棧橋を設置するための港湾施設占用許可、これは水面の占用許可でございますが、占用料として、これも28年6月から29年3月の28年度分として1,680円になります。

続きまして、高島地区袖護岸に設置いたしました、係船環設置に伴います港湾施設の占用許可、これも占用料になりますが、29年3月分、これも28年度分ですが116円、港湾としては、合わせて6万3,032円が使用料として返還を検討しなければいけないものとなっております。

（「あとは。今の港湾だけです。あと、あるところちょっと」と呼ぶ者あり）

○横田委員

今、港湾の部分で6万3千何がしということです。あとはなかったのかな、返さなければならぬもの。金額だけでいいですよ。

○（建設）内藤次長

建設部は、河川の占用料につきましては、平成28年度は1万4,310円、29年度は3万514円、30年度は2万8,377円となっておりまして、こちらにつきましては返還義務というものにはなってございません。

○横田委員

いずれにしても、予算特別委員会でも言いましたけれども、違法状態が放置されていて、それをなかなか是正できないという、何というのでしょうか、行政庁としてこれでいいのかということなのです。

これを早く返還することはできない、逆に言うとなぜ返還できていないのですか。

○（産業港湾）管理課長

今、横田委員から使用料の返還がなぜできないのかということですが、まず平成28年度決算においては、29年8月にコンプライアンス委員会から、一連の手続については法令違反であるという調査報告を受けまして、港湾室といたしましては29年の年内に是正措置の方向性というものを第4回定例会の前、たしか各会派の皆様にお集まりいただきまして、お示ししたところでございます。

それで、その後、事業者との聴聞とかを経まして、本年4月27日付で不利益処分を決定する旨を通知したところでございますので、使用料を返還するという金額については、当初予算には折り込まれていなかったということでございます。

○横田委員

当初予算に入っていないけれども、返還する義務はあるわけです。今、補正予算でやるのか何でやるのかは別にしても、返還義務があるものを地方自治体が返還しないで預かっているというか、何というか、おかしい話だと思います。この返還事務はどこがやるのですか。港湾室でやるのですか。

○（産業港湾）管理課長

使用料の返還については、港湾室で関係機関と協議しながら進めていくことになると考えております。

○横田委員

繰り返しますけれども、条例違反等で是正命令を出しているのです。それなのに向こうと協議、お金を返すのに、間違えて取ったわけだから、お返ししますよというのを協議しなくてはならないのですか。振り込むなりなんなり、できないのですか。それは返さなくてはならない額でしょう、出どころはどこか別にしても。

それを予算特別委員会のときにも言いましたが、こればかりはやっていられないけれども、本当にプロジェクトチームをつくるかどうかは別にしても、是正させるのと、それから誤って徴収した料金を返還するのと、しっかりとがっちりやってほしいのです。

それから、現場が今どういうふうになっているのかも、しょっちゅう行って確認していただきたい。私が行ったときには、真っすぐ入っていくと、あそこは道路なのです、施設に入る前に道路がありますが、右側は何か閉鎖されたみたくなっていて、何だろうなというような。その辺は皆さん方も視察をされているので、何らかの措置をしているのでしょうかけれども、極めて違和感がある。その道路の所有者かどうかはわからないから何とも言えませんが、非常におかしい、営業をしている。観光バスが何台かで来て、あそこで飲食をしているというお話もあります。バスを近所の人の迷惑になりそうなどころにとめて、大型バスが2台も3台も来て、そこで食事をしたり、やっているという情報もあるので、本気できちんと是正をしていただきたい。

それから、先ほども言いましたが、昨年の決算特別委員会でも、前市長だと思いますけれども、弁護士と相談して、是正させるのに。そんなお話もしていましたが、つい先日の予算特別委員会でも言っていました。また顧問

弁護士と相談してとなくなっていますけれども、1年間していなかったということですね。現在はしましたか。

○（産業港湾）管理課長

まず、先ほど横田委員に答弁いたしました、少し誤解を与えるような発言をしてしまいまして大変申しわけありません。関係機関というのは、内部的な話でありまして、総務部ですとか、そこを通じて顧問弁護士と相談するという意味でお話ししたところですけども、少し誤解を与えるような発言になってしまいまして、大変申しわけありません。

使用料については、料金を取るという根拠がことし4月27日の不利益処分決定通知で失いましたので、当然使用料は早い段階で返還するというか、そういうことをしていかななくてはいけないのですが、今、改めて支払いの方法ですとか整理でき次第、予算を確保した上で、できるだけ速やかに返還したいと考えております。

また、弁護士と相談しているのかということですけども、是正措置等については、ことしの早い段階で話したりとか、不利益処分を講じた後にも少し電話等でやりとりをしているのですが、料金の返還については、詳しくはまだ弁護士とは打ち合わせしておりません。

○横田委員

本当に、せっかく顧問弁護士がおられるのですから、どうすれば是正させられるのか、あるいはお金を返せるのか、要するに異常な状態を一刻も早く解消していただきたいということでもあります。

◎移住促進事業について

それでは、質問を変えますが、移住促進事業について、平成29年度決算で実績から聞きましょうか、実績、何人移住してきたのか。どこかに書いてあるのでしょうかけれども、改めてお示ください。

○（総務）企画政策室木島主幹

移住促進の関係でございますけれども、平成29年度で移住の決定をして、小樽に移ってきていただいた方がというのが、4件8名ということになってございます。

○横田委員

4件8名ですね。100万円の予算を五十数万円しか使っていないのです。さまざまな事業をやられたのでしょうかけれども、約6割。あと4割は不用額になってしまっているかもしれませんが、まず移住促進に関して、とられた取り組みと申しますか、この取り組みに幾らというのがわかればいいのですけれども、お示ください。

○（総務）企画政策室木島主幹

平成29年度実施の事業でございますが、大きくお話ししていきますと、まず東京で北海道暮らしフェアというのを行ってございます。こちらに出店をしております。そこは若干の交通費、飛行機代の減がございます。

次に、首都圏でのPRということで、物産展のところで移住のPRですとか、アンケートの収集というのを行わせていただいているのですけれども、そちらにつきましては、ちょうど年末にやれるかなということで、旅費を高い料金で積算していたのが、9月末から10月ということで若干安くなったというところがございます。

それと、移住・起業希望者の小樽体験ツアーというのを2月に行っているのですけれども、そちらは多く減額になっておりまして、予算は8名で見越しておりましたが、直前のキャンセルがございまして4名しか結果的に参加いただけなかったというところで、そちらでも大きく金額が落ちているところがございます。

それと、移住PRのパフレットをつくらせていただいて、PRで使っているのですけれども、29年度に1,000部増刷、今までのをそのまま、もう一回刷り直そうということで考えていたのですが、当面足りそうだとということと、少しサイズが大きくて、なかなかお持ち帰りいただけないというところがございます、小さ目につくり直そうということで、29年度は実際につくらずに、30年度で、今年度でつくらせていただこうというところで、そちらで10万円以上、結局、不用額が出たというところがございます。

○横田委員

ホームページで小樽体験ツアーですか、見ました。本当に参加者で体調の悪い人がいてと書いてありましたけれども、こういうのを大いにやって、せっかくやるのですから4名の方くらいで終わらないような、もう少ししっかりしたツアーをやっていただければと思います。

8月末でしたか、報道されましたけれども、東京圏から、東京圏だから東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県くらいかな、そこから移住して起業した人には300万円ぽんとあげますよという、予算をこれからとるようです。そういう具体的な制度を国がつくっているようであります。それを見た起業家の声なども出ていましたが、300万円は非常に大きいと。それで、予算化されて、さあやるぞとなったときに、300万円ならいいなといって移住を決意する人が当然出てくると思うのです。そういう人たちを、これは決算特別委員会ですから、呼ぶ政策をどうするのかというのは聞きませんが、そういう大きな予算が上がるようです。その移住に関して、85億円と言ったかな。

それで、来る人のためにいろいろな助成をやっていきますよね。商業起業家定住促進事業助成というもの、起業に関する受講料というのですか、いろいろな研修の、3分の2以内、上限額3万円だとか、賃借店舗の家賃の3分の2以内、上限は5万円とか、余り大きなお金ではないですけども。それからもう一つの補助は、創業支援補助金、小樽で起業する人たちのためにいろいろな補助もあります。こういうのとあわせて、国の300万円、国が半分、自治体が半分か、今言っている予算のものが。

いずれにしても、移住してもらえる環境をこれからつくっていかなくてはならないので、先ほどの実績、4件8人ではなかなか厳しい状況かと思えます。

またこの移住も、パイを取り合うみたいな形になってしまうのですが、ぜひ小樽に行って頑張ろう、あるいは住んでみたいという人をやる事業を、残念ながら不用額が出てしまいましたけれども、もう少しやっていただければと思っておりますが、昨年の取り組みについて、お考えがあればお示してください。

○（総務）企画政策室木島主幹

御紹介いただいたのが、多分、国の地方創生の流れで、東京圏、確かに東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県から移住されて起業される方には最大300万円を補助するというふうには、できるようには聞いておりますけれども、詳細はまだ見ておりませんので、そちらはどういった要件で、たしか、地方創生推進交付金絡みのお金だったと思いますので、どういったことで対応できるのか、できないのか、そこも国の動きを注視しながら確認をさせていただいて、できるものであれば、できるだけ活用できるような方向では検討していきたいとは考えておりますし、現状やっている暮らしフェアですとか、そういったPRも引き続きやらせていただいて、小樽というのは観光客の方が多く来ていただいて、知名度、そういうところがございますので、そういったところを何とか小樽に住んでいただけるような取り組みにつなげていければというふうに考えております。

今後ともいろいろと検討等、具体なところは今お話しできなくて申しわけないのですけれども、考えていきたいと思っております。

○横田委員

地方創生推進交付金の関係です。東京の一極集中を是正するための内閣府の政策でもあるので、大きいお金が用意されているというか、出ますので、ぜひ小樽へ行きたいという人を何とか来ていただけるような、4件8人ではなくて、40件80人くらいを目指してやっていただければと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎住宅エコリフォーム助成制度について

それでは、平成29年度の重点施策の中から何点が質問させていただきます。

決算書、6ページから29年度重点施策の予算執行状況が掲載されていますが、ほとんどが予算計上どおり事業が執行されていますけれども、その中で、この年度に事業が拡大されているのにもかかわらず、執行率が20%に満たない事業がありました。それが住宅エコリフォーム助成制度です。

この事業というのは、前年の28年度に事業が開始されていますが、この年度でも執行率が13%となっていることから、助成要件を緩和したのではないかと思いますけれども、まず、助成要件を緩和した理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

この制度は平成28年度から実施した助成制度ですが、28年度の申請件数が想定より少ないことから、原因を調査したところ、助成要件の同一住宅は1回限り、前回の住宅リフォーム助成制度を利用していないこと、窓の改修は居室全ての改修に限るという条件を変えたほうがよいということになったため、助成要件を一部緩和しました。

○松田委員

平成29年度の予算額が510万円となっています。これでいくと、1件当たりの限度額が30万円とこの制度についてはなっていますので、単純計算にすると17件分の予算が計上されていることになると思いますが、実際に助成件数は9件でした。

予定の半分しか助成対象になっておりませんが、申請者全部が助成対象になったのか、この9件についてですね。また申請したけれども対象にならなかった人がいるのか、いたとしたらその理由についてお聞かせ願います。

○（建設）建築住宅課長

平成29年度の当該助成制度の申請件数は9件でしたけれども、全員の方が助成対象となりました。

○松田委員

先ほども緩和したということで、以前は同一世帯は年1回限りだったのが、年度内1回に助成拡大になり、限度額の30万円を超えるまで複数年が対象になるということですが、この9件の中に平成28年度に助成制度を利用した人がいるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

平成29年度の9件の中に、28年度のこの助成制度を利用された方はおりません。

○松田委員

あとは、9件で90万円となっていますが、それでいくと、やはり1件当たりの助成額は10万円であり、最高限度は30万円となっていますので、限度額までいった助成制度を受けた人はいるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

平成29年度に30万円、上限いっぱい助成を受けた方は1件ありました。

○松田委員

この助成制度を受けた内容ですが、断熱改修工事と省エネ型設備機器が助成の対象になっているようですが、これをこの二つの種類に分けてお示しいただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

工事内容ですけれども、断熱改修工事のみが7件、それと断熱改修工事と省エネ型設備機器の両方を受けた方、この方が2件です。合計が9件となります。

○松田委員

この助成制度は空き家も助成対象になっているとお聞きしておりますけれども、過去も含めて、平成28年度も含めて、空き家で助成を受けた人がいるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

この住宅エコリフォーム助成制度につきまして、平成28年度、29年度において、空き家で助成を受けた方はおりません。

○松田委員

いないということですが、これを見ますと、平成30年度の予算計上額は、先ほど29年度は半以下の510万円だったのですけれども、30年度の予算計上は半以下の250万円となっています。29年度で助成拡大したにもかかわらず、30年度に事業が縮小されているということを考えたときに、縮小せざるを得なかった要因についてはどのように考えているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

助成対象を拡大したのですけれども、助成対象が断熱改修や省エネ型設備機器という、工事内容が一部よりも、そのものに対する助成であることが要因のため、平成29年度の実績が少なく、30年度の予算を縮小したものです。

○松田委員

せっかく、この事業の趣旨というのは、要するに空き家の発生を抑制するということも含めた上での、この助成制度だというふうにもお聞きしていますけれども、そういったことを考えていったときに、これでいいのだろうか、当初の事業の要因を、要するに、せっかくこういう制度を設けたにもかかわらず、年々縮小されているということについて、どのように考えているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

私どもといたしましても、この制度をたくさんの方に利用していただきたいと考えておりますので、今後も建築団体等も含めて、周知を図っていききたいと思います。

それ以外にも、この制度の、部分的にもどのように変更していけば多くの方に利用してもらえるか、研究していきます。

○松田委員

住宅エコリフォーム助成制度と同様に、空き家等の発生を抑制することにつながっているバリアフリー等住宅改造資金貸付制度というのもあります。これも平成29年度、予算上は2,317万5,000円に対して1,309万8,000円となっています。これも執行率は56.5%と6割にも満たない状況になっており、効果が出ていないように感じるのですが、これについてはどのように認識しているか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）大門主幹

今、松田委員からバリアフリー等住宅改造資金貸付金につきましての御質問があったところですが、まず執行した2,317万5,000円の予算に対しての1,309万8,000円というところですが、この制度を平成13年度からやっております。過去の貸付金に対する返済分、その返済予定額を毎年度、年度初めに金融機関に預託金として預けてあります。今、御質問のありました1,309万8,000円というこの執行率の56.5%の部分につきましては、その預託で年度当初に金融機関に預けている部分でございます。

実際のそうしましたら、29年度、実際の貸し付けの件数が何件あったかとなりますと、29年度は残念ながらゼロ件だったところでございます。ちなみに、27年度から、27、28、29年度と3年間、年間で5件を下回る状況が続い

ているところでございます。

この原因として少し考えておりますところが、一つは制度が結構長く続いているというところもあるのかと思いますけれども、もう一つ、今お話のありました住宅エコリフォーム助成と違いまして、こちらは貸し付けという、いわば返さなくてはならないお金だという、そういう部分もなかなか制度として利用しにくい面もあるのではというふうには感じているところではございますが、ただ、今お話ししましたように、この3年間につきましては、利用が非常に低い状態だということで、これにつきましては重く認識しているところでございます。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、今聞きましたら、昨年、平成29年度はゼロ件、27年度から29年度でも5件とお話がありましたけれども、この事業は先ほどのエコもそうですが、空き家等の発生を抑制するというそういう目的からいっても、広く市民に周知する必要があるというふうに思いますけれども、この周知方法について考えているものがあればお聞かせ願いたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）大門主幹

今、周知方法というお話がございましたけれども、現在もホームページにはこの制度を掲載しているところでございますが、過去さかのぼって何年前からかは少し把握できなかったのですが、ここ数年は、実は広報にはこのバリアフリー等住宅改造資金貸付制度を載せていないところでございました。

そういう意味では、実はことし、まだ広報には載せていないのにもかかわらず、この平成30年度は既に1件申し込みがあったところですけども、そういうところから見て、まだ市民ニーズはあるというふうにも認識しておりますので、今後、このバリアフリーの貸付金の制度につきましては、広報おたるにも載せるようにして、市民周知を図っていきたいと考えております。

○松田委員

しっかり周知方法について、やはり知らない方も多いということ、今、広報には載せていないということをお聞きしましたが、しっかり周知方法について検討していただければと思います。

◎空き家対策について

これに関連して、空き家対策について伺います。

同じく平成29年度の重点施策に空き家対策があります。空き家対策事業費が270万3,000円計上されており、執行額は260万円となっていますけれども、この事業費の内訳について、内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

執行額ですけども260万2,917円です。その内容についてでございますが、まず、管理不全な空き家の所有者調査、平成27年に空家実態調査を行いまして、危険と判断された空き家が386件ありました。それを2カ年かけて、臨時職員によって所有者調査を行いました。その29年度分の賃金、これが153万3,000円と、一番大きいものでございます。

その他、小樽市空家等対策会議の委員への報酬、これが14万3,000円、それと固定資産税の納税通知書への空き家を啓発する文書の封入などの委託料、これが24万4,000円のほか、現場対応のための車両の使用料及び賃借料、その燃料費や消耗品費、空き家対策に関する会議の旅費等というふうになっております。

○松田委員

この調査の結果、特定空家等の認定数が32件あったとお聞きしておりますけれども、その特定空家等と認定するまでの手順、経過についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

特定空家等に認定するまでの手順と経過ということでございますが、平成29年度に認定した32件の特定空家等につきましては、これまで苦情や相談があった空き家から、状態の悪い構造物件、これを抽出いたしまして、空家等

対策の推進に関する特別措置法に定義する特定空家等の条件に該当するかどうかについて小樽市特定空家等認定基準によりまして建築技術職員複数名で外観目視調査を行いまして、最終的に小樽市特定空家等認定審査委員会におきまして、周辺への悪影響や危険度、緊急度を総合的に判断し、ことしの3月に認定したものでございます。

○松田委員

特定空家等というのは、今、32件ということですが、特定空家等と認定後、その後、適正な管理は施されたのでしょうか。もし、特定空家等と認定された物件の所有者に対しては段階的に指導、勧告、命令、代執行等の措置ができるというふうに規定されると聞いていますが、この32件はどの段階に来ているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

特定空家等と認定した後の、適正な管理が施されたかどうかという件につきましては、1件だけ、近隣に売却されて、新たな所有者の方がその空き家について改修する予定というふうになったのが1件あります。

また、32件の特定空家等に対する措置についてですけれども、32件のうち、所有者等の連絡先等が確定しているもの、これは17件ありまして、そこに対し指導書、先ほど言った助言、指導に当たるところですが、指導書を送付したところであります。

○松田委員

最後に、この32件について所有者が確定しているのでしょうか。所有者が先ほど17件が確定しているということをお聞きしたのですが、所有者が不明な空き家については、どのような対応をしていくのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

32件のうち、所有者が確定しているものは先ほども申しましたが、17件であります。それから、法定相続人等まだ調査中のものが9件、所有している法人が倒産しているものが2件ありまして、所有者が不明または不存在のものが4件となっております。

それで、所有者が不明または不存在である特定空家等に対する対応につきましては、法による措置であります、助言、指導、勧告、命令、行政代執行、これが所有者不明または不存在の場合はこの措置を行えないことから、空家特措法では、最終的に市の負担において除却、解体を行ういわゆる略式代執行、これを行うことができるというふうに規定上はなっております。

しかしながら、市の負担において解体、除却をするというのは最終手段でありますことから、家庭裁判所への相続財産管理人選任の申し立て等により、売却などほかの手段による解決を模索しているというところでございます。

○松田委員

最終的には市が代執行を行わなければならないというふうになると。ただ、皆さん、ほかの方の、やはり市民感情として、市の税金でそういうことをしていいのかどうかという、いろいろな課題も出てくると思いますので、これについて慎重にいただければと思います。

先日は、北海道としても未曾有の地震がありました。第2回定例会でも私は質問させていただきましたけれども、防災上でこの空き家ということに危機感を持っていた方もたくさんいらっしゃいました。

空き家は何も対策をしなければ近隣に迷惑をかける特定空家等になっていきますし、今後、本当にしっかりした対応が必要になってくると思いますし、いろいろ課題もあると思いますが、時間がかかるとは思いますので、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○齊藤委員

◎除排雪について

除排雪について伺います。

きょう、資料要求で、平成29年度除雪費についてという資料を出していただきましたけれども、29年度除雪費は決算説明書によりますと支出済額は14億9,783万1,868円ということで、排雪量は40万2,378立方メートルということですが、この排雪量に対応する除排雪業務委託料8億514万円のうち、幾らだったのか。排雪量に対応する金額はわかりますか。

○（建設）維持課長

平成29年度の排雪実績量に対する排雪の金額についてですが、積算上2億9,100万円ということになっております。

○齊藤委員

それでは、予算時点の排雪量、約34万立方メートルということですが、これに対する見込みの金額は幾らだったのですか。

○（建設）維持課長

予算上の当初の計画排雪量34万立方メートルに対する金額ということですが、これは積算上2億7,000万円ということになっております。

○齊藤委員

余り変わらないのですね。

平成29年度第3回定例会後の予算額は14億5,410万円と、支出済額の差が4,373万2,000円という、この差の主なものというのは何だったのでしょうか。

○（建設）維持課長

主な不足の概要ということで資料に書いてございますけれども、地域総合除雪の業務、雪堆積場管理業務、それから需用費ということで、ロードヒーティングの電気代ということが主な中身になっております。

○齊藤委員

主な不足額の概要で、何点か書いているのですけれども、第3回定例会後時点の予算額と、今回の支出済額、決算額との差、表面上、不足額というのは4,373万2,000円となっているのですが、これが目間流用をした額と。

排雪量と対応する額の不足額に占める割合というのは、相当大きかったのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

今の御質問は、今の不足額を表にしますと約6,600万円くらい不足しているのですけれども、目間流用で最終的に4,400万円になったという、その辺の差の話をされているということでよろしかったでしょうか。

この辺につきましては、もともと除雪費はこういう委託料以外にもいろいろな項目を積んでございます。工事請負費ですとか貸出ダンプの使用料等を積んでございますので、そこら辺につきましては、結果として不用額を出せたということで、その辺の流用をした結果、最終的には不足額は4,373万2,000円という形で整理させていただいたということであります。

○齊藤委員

不足額を合計すると6,651万円になるわけですが、主な不足額の概要ということで、第1ステーションから第7ステーションまでの地域総合除雪業務の不足額が出ています、3,104万円ということですが、この3,140万円に対応する、除排雪業務の地域総合除雪の不足額のうち、この排雪に対応する額というのは出せますか。

○（建設）維持課長

地域総合除雪全体で設計しているものですから、分解しないと簡単に出せるものではないのですけれども、この不足額約3,100万円につきましては、やはり排雪の計画に対しての実績額が少し多くなっておりますので、この辺の

排雪の量の違いが主なものということになっていると思います。

○齊藤委員

ほとんどがその排雪に要する部分だったのではないのかというふうには思うのですが、これだけ市民から苦情が多かったと。また、先ほどもありましたけれども、市内路線バスが運休した。さらには、我々が市内全域で直接目にする実態を考えても、平成29年度排雪の非常に問題点として、ほかにもいろいろあると思いますが、最大の欠陥が排雪の問題ではなかったのかと。過小見積もりだったのではないかと。当初の34万立方メートルはおろか、最終実績値の40万2,378立方メートルにしても、最終的にも、やった分も足りなかったと、こういうことだと思うのです。これについて、市としての見解をお示しいただくとともに、なぜこういう過小な見積もりをして、市民に甚大な迷惑を及ぼすということになってしまったのかという部分についての反省の弁というか、これから繰り返さないぞと、そういう部分を少しお聞きしたいと思います。

○（建設）維持課長

除雪費におきます当初の計画排雪量につきましては、予算のつき方もありまして、ここ5年、大体20万立方メートルから30万立方メートルということで設定はしているところで、当初の設定ということになりますと、確かに必ずしも低い設定ではなかったのかというふうには思っております。

ただ、現場の状況に合わせて、刻々と状況が変わる中、しっかりパトロールをしながら対応していくということにつきましても、やはり排雪の時期については、総体して判断が遅く、排雪タイミングが悪かったのかというふうに捉えておりますので、今年度につきましても、できる限りその市民のニーズをしっかりと把握して、適切な時期に作業対応していきたいというふうには考えております。

○齊藤委員

タイミングが悪かったのではなくて、タイミングをわざわざおくらせたのですよ。だからできなくなったのですけれども、次に移ります。

◎ふれあいパスについて

平成29年度ふれあいパスに関して、資料を出していただきました。まず、伺いますが、利用者、利用者というのは乗る人です、それから小樽市、交通事業者、それぞれの負担の内訳、それから小樽市の負担分の額の算出方法、その請求、支払い方法等について、小樽市と各交通事業者との間でどのような取り決めを行って今までやってきたのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、事業の実施につきましては、ふれあいバス交付規則に基づいて行っております。規則には扶助費の支払い方法や負担割合、利用実績の報告、こういったことは示されておりませんので、これらにつきましては、市と事業者との間で平成9年度の事業開始当初から協定書を締結し、それらの内容を定めてきているところがあります。

○齊藤委員

その取り決めというのは、年度ごとに行われたのか、それから有効期間の定めというのは、明文であるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

協定は毎年度締結しております。また、有効期間につきましても、協定書の中に記載してあります。

○齊藤委員

出していただいていますから、最後のほうにあります。

それで、万が一、新年度、年度の取り決めが行われなかったとき、前年度の取り決め等を準用するという、そういうことはなかったのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

特に今までは前年度の内容を使うといった取り決めはしていません。事業者との協議で平成29年度の協定が締結できるまでは、前年度同様の負担割合で事業を実施して、請求するという事で合意しておりましたので、結果的には昨年度と同じ内容で支払いを行っていたものであります。

○齊藤委員

平成29年度前半というのは、9月くらいまでは、協定書を取り交わすことなく小樽市で事業者を支払ったりなんなり、いろいろしていたのですけれども、具体的にどういう請求、どういう方法で請求されて、どういう支払い、事実上の支払いが行われて、それは厳密にどうか、いつまでだったのか。

○(福祉)地域福祉課長

事業者との口頭の合意になりますけれども、前年度同様の事業者負担額で請求するという事で、既に事業も行われておりましたので、支払い義務が生じていると考えて、平成29年4月分から9月分につきまして支出の処理を行ってきました。

○齊藤委員

単に前年の負担額でということですが、ふれあいパス事業における市と交通事業者との、いわゆる協定書というのは、小樽市契約規則が適用される契約に当たるのかどうか、再確認です。

○(福祉)地域福祉課長

当初はその認識がありませんでしたけれども、結果、契約規則でいう契約に当たります。

○齊藤委員

小樽市契約規則の第17条第1項を読み上げていただきたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

契約規則第17条第1項を読み上げます。

「一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約若しくはせり売りにより契約の相手方を決定したときは、7日以内に契約書を作成し、当該契約を締結しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この期間を延長することができる。」、以上です。

○齊藤委員

今読んでいただいたとおり、契約の締結と契約書の作成ということが必要です。それに基づいて支出をしなければならぬと。

ふれあいパス事業の平成29年度前半、9月までの支払い、支出については、このような契約に基づかない支出、支払いということでよろしいですね。

○(福祉)地域福祉課長

結果的にそうなります。

○齊藤委員

ということは、これは小樽市契約規則第17条第1項に違反した財務会計行為だと、さらに、財務会計規則第50条第1項及び第51条第1項にも違反すると思いますが、いかがですか。

○(福祉)地域福祉課長

済みません、財務会計規則第59条違反ということになると思います。

○齊藤委員

理由をお示してください。

○(福祉)次長

小樽市財務会計規則第59条でございますが、第59条では、「支出命令者は、支出命令をしようとするときは、請求

書等について、次の事項を確認しなければならない。」というところの一つに「支出が法令又は契約に違反していないこと。」とされております。したがって、今回の件につきましては、法令規則と契約に違反しているというふうに判断しましたので、これによりまして、支出しているということは、不適切であったというふうに考えております。

○齊藤委員

小樽市財務会計規則第59条に違反するということは明らかですけれども、第50条第1項及び第51条第1項についてはどうなのですか。

○会計管理者

財務会計規則第51条ですけれども、その中には必要な書類の範囲を定めておりまして、扶助費として支出をしている中には必要な書類は支出内訳書、請求書としておりますので、今回の案件をもって直ちにこの第51条に違反しているということにはならないと考えております。

○委員長

財務会計規則第50条についてはどうですか。

○会計管理者

財務会計規則第50条におきましては、財務会計システムの規定でありますので、先ほどの第51条と同様に必要な書類は整っておりますことから、第50条、第51条の違反ということにはならないと認識しております。

○齊藤委員

若干疑問があるのですが、財務会計規則第51条のいわゆる扶助費の部分ですけれども、これについては支出内訳書と請求書となっておりますが、他の費目、扶助費は20番ですけれども、その前後を見ますと、ほとんどのものが契約的行為については、契約書の添付というのが当然のように、契約書は必要な書類になっているのです。

この扶助費について、契約書が必要な書類とされていない理由はどんなものなのですか。

○会計管理者

大変申しわけありませんが、扶助費がなぜ契約書が添付要件となっていないかについては、少し時間をいただいた上で、申しわけありませんが後ほど報告させていただきたいと思っております。

○齊藤委員

調べていただいて、私はこういった契約に基づく行為の場合には、必要な書類として契約書というのを設けるべきだと、この支出内訳書と請求書というだけではなくて、契約書もここに明記されていれば、今回の事件は起きなかったかもしれないのです。

それは置いておきますけれども、契約規則に違反した財務会計行為は、瑕疵ある行政行為に当たると考えますがいかがですか。

○(総務)総務課長

契約規則に違反した行為はおっしゃるとおり、瑕疵ある行政行為に該当すると考えます。

○齊藤委員

瑕疵ある行政行為の有効、無効については、どのような定めがありますか。

○(総務)総務課長

無効となる場合は判例によりまして、その瑕疵が重大かつ明白な場合というふうにされております。

○齊藤委員

平成29年度前半のふれあいパス事業の小樽市の支出は有効だったのか、その理由についてお示してください。

○(福祉)地域福祉課長

顧問弁護士に確認したところ、手続の形式的な不備はありますが、実際に事業が行われて、請求が来た以

上は支払い義務が発生していると考えられるといった、そういう見解を受けましたので、支出の処理を行ったところであります。

○齊藤委員

今の形式的な不備とは何ですか。

○（福祉）地域福祉課長

協定書が締結できていないことであります。

○齊藤委員

質問が、結構まだ後半あるので、きょうはここまでとしまして、最後の総括のときに残りをやります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 36 分

再開 午後 2 時 58 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎消費税について

消費税についてお伺いしたいと思います。

各特別会計、各企業会計における過去 5 年間分の仮受消費税及び地方消費税をお知らせください。

○（産業港湾）管理課長

港湾整備事業特別会計についてです。消費税分として徴収した過去 5 年分になります。

平成 25 年度分は 1,322 万 9,855 円、26 年度分は 2,158 万 1,732 円、27 年度分は 2,146 万 1,600 円、28 年度分は 2,186 万 9,163 円、29 年度分は 2,189 万 7,149 円となっております。

次に、過去 5 年間の消費税及び地方消費税として納付した額についてお答えいたします。

25 年度分は 562 万 3,200 円、26 年度分は 824 万 2,700 円、27 年度分は 906 万 4,200 円、28 年度分は 549 万 8,200 円、29 年度分は 569 万 3,000 円となっております。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

青果物卸売市場事業特別会計におきます消費税、使用料等から徴収しているものですが、平成 25 年度におきましては 108 万 950 円、26 年度は 171 万 2,655 円、27 年度は 185 万 6,596 円、28 年度は 181 万 4,208 円、29 年度は 178 万 8,386 円を使用者から使用料ほかに徴収をしております。

これに基づきまして、消費税として国税にお支払いをした額ですが、25 年度につきましては、この年につきましては 6,107 円の還付がございます。これは支払いではなくて還付でございます。26 年度につきましては 1 万 5,300 円、27 年度につきましては 2 万 1,900 円、28 年度につきましては 3 万 4,500 円、29 年度につきましては 5 万 9,300 円を納付しているものでございます。

○（産業港湾）水産課長

水産物卸売市場事業特別会計におきます仮受消費税及び地方消費税の額ですが、平成 25 年度は 151 万 9,053 円、26

年度217万3,481円、27年度205万6,483円、28年度205万884円、29年度199万562円となっております。

消費税を国税として納めた額ですが、25年度は75万9,500円、26年度108万6,600円、27年度64万1,600円、28年度69万7,900円、29年度61万100円となっております。

○（建設）大門主幹

それでは、住宅事業特別会計における消費税の関係ですが、まず、仮受消費税及び地方消費税の額でございます。

平成25年度は177万8,306円、26年度は278万2,115円、27年度は270万8,645円、28年度は264万921円、29年度は257万5,674円。

次に、消費税、地方消費税として納税した額でございます。25年度は111万5,800円、26年度は159万8,600円、27年度は130万9,800円、28年度は73万1,500円、29年度は36万7,700円となります。

○（生活環境）管理課長

私からは、産業廃棄物処分事業特別会計についてお知らせいたします。

まず、仮受消費税及び地方消費税の金額ですけれども、平成25年度79万8,782円、26年度109万8,370円、27年度154万5,490円、28年度137万7,251円、29年度131万4,014円です。

続きまして、納税した金額になります。25年度374万600円、26年度589万1,100円、27年度77万2,600円、28年度68万8,500円、29年度65万6,800円となります。

○（水道）総務課長

私からは、企業会計になりまして、水道事業、下水道事業、それから簡易水道事業の分について、順次報告させていただきます。

水道事業につきまして、まず、仮受消費税及び地方消費税として徴収した金額につきましては、平成25年度が1億3,322万1,582円、26年度が1億8,623万5,973円、27年度が1億9,448万1,566円、28年度が1億9,359万119円、29年度が1億9,299万3,552円です。

続きまして、消費税及び地方消費税として納めた額といたしましては、水道事業で25年度が6,614万7,500円、26年度が8,301万1,800円、27年度が8,795万1,400円、28年度が9,297万6,100円、29年度が6,487万9,800円です。

続きまして、下水道事業につきまして、仮受消費税として徴収した額につきましては、25年度が9,820万8,265円、26年度が1億4,489万9,307円、27年度が1億5,264万3,730円、28年度が1億5,314万4,680円、29年度が1億5,316万5,239円です。

続きまして、下水道事業の納付した金額は、25年度が4,042万4,800円、26年度が3,457万4,900円、27年度が5,640万3,800円、28年度が6,015万1,700円、29年度が5,545万9,500円です。

最後に、簡易水道事業につきましては、28年度までが特別会計で、29年度が企業会計となります。それぞれ消費税として徴収した金額、それから納付した金額につきましては、25年度が262万3,900円、26年度が655万940円、27年度が432万7,440円、28年度が413万6,000円、29年度が519万9,541円です。

簡易水道事業会計の消費税として納付した額につきましては、25年度が185万7,700円、26年度が310万5,200円、27年度が363万8,000円、28年度が395万6,200円、29年度は157万6,048円の還付となっております。

○（生活環境）管理課長

私からは、企業会計のうち産業廃棄物等処分事業につきまして、報告させていただきます。

まず仮受消費税及び地方消費税の金額になります。平成25年度942万9,245円、26年度2,365万7,359円、27年度2,220万2,476円、28年度1,539万1,444円、29年度1,043万5,857円です。

続きまして、納税した金額になります。25年度482万800円、26年度1,495万3,000円、27年度1,410万9,000円、28年度775万200円、29年度261万1,000円となります。

○(病院)経営企画課長

病院事業について、回答いたします。

まず、仮受消費税及び地方消費税の平成25年度735万6,601円、26年度1,274万3,555円、27年度1,670万954円、28年度1,607万5,811円、29年度1,756万8,320円でございます。

続いて、消費税納付額でございますが、25年度145万8,800円、26年度につきましては還付となりまして、還付金額が301万9,198円でございます。27年度、納付で957万1,900円、28年度952万200円、29年度1,026万6,300円でございます。

○高野委員

それでは、病院事業の控除対象外消費税を、平成25年度から29年度までの金額をお知らせください。

○(病院)経営企画課長

病院事業におきます控除対象外消費税でございます。決算書には消費税及び地方消費税雑損失となっております。平成25年度でございますが、1億8,218万1,545円、26年度が2億6,190万3,696円、27年度が2億6,946万6,385円、28年度が2億9,533万1,752円、29年度が3億1,357万5,033円でございます。

○高野委員

今、金額のお知らせがありましたけれども、病院事業の控除対象外消費税の平成29年度は3億1,000万円を超えているのですが、この控除対象外の消費税とは具体的にどういうものになりますか、御説明ください。

○(病院)経営企画課長

この控除対象外消費税でございますけれども、病院事業におきましては医療機器や薬品、仕入れ材料を購入する支出に課税されてございますが、診療料は非課税のため、支出にかかる消費税額を控除することができず、この控除対象外消費税というものが生じる結果となっております。

○高野委員

今、御説明があったように、診療分の消費税はかかっていないけれども、薬品や医療機器、給食の材料費などは消費税がかかるので、実質的には仕入れに対する消費税を負担せざるを得ない状況だということだと思っております、そういうことでよろしいのでしょうか。

○(病院)経営企画課長

今、委員から御指摘がございましたけれども、まず先ほど申し上げたとおり、支出の部分につきましては課税されるという部分ですが、診療料については非課税ということで、こういう結果になってございます。

診療料につきまして、入院外来の収益という形になりますが、国では消費税を過去増額してきている結果があるのですが、その増額の際の影響部分として診療報酬で考慮しているとしてございますけれども、一部の項目にしか消費税分が上乗せされていないということは、上乗せされた項目のその後のマイナス会計や包括化によりまして、上乗せ額が消失してしまっているといった考え方ができることから、そういったこの控除対象外消費税という形のものが現在生まれている状況でございます。

○高野委員

では、その企業会計の病院事業、徴収額、平成25年度から29年度とお知らせいただいたのですけれども、この病院事業の主に消費税がかかっている分というのは、具体的にどのようなものになりますか。

○(病院)経営企画課長

仮受消費税ということではいただいている部分の中の消費税につきましては、例えば、病棟の料金差額ですとか、文書料、あと人間ドック等の検査、こういう形のものをいただいております。

○高野委員

消費税が5%になったときに、2010年度に全国の自治体病院協議会で行った調査では、一つの病院当たり消費税

により、先ほど控除対象外消費税というふうになっていますけれども、あえて損税と言わせていただきますが、この損税では平均で1億2,414万円に上がったことがわかっています。特にベッド数が500床以上ある病院では年間3億円以上の負担となって、病院経営を圧迫しています。今、本市でも平成29年度は3億1,000万円を超えるこういう損税が生まれているということがあるわけです。消費税5%のときは1億8,000万円ぐらいだったのが、29年度には3億1,000万円となっているわけですから、1億2,000万円以上はこの消費税によって負担がふえているということになると思います。

そして、さらに、この負担が増税となれば、この控除対象外消費税はさらにふえるのではないかと思います、そこら辺はどのようにお考えですか。

○(病院) 経営企画課長

消費税の割合がふえると、委員がおっしゃるとおり、ふえるものと考えてございます。

○高野委員

ふえると思います。もう実際に計算でも出ているわけですから。

消費税が5%、平成9年のときには所得税含めて、国の税収入全体では、差し引きで6兆円もの落ち込みとなって、2014年4月の消費税が8%で、あらゆる経済の指標が落ち込み、個人消費でも4月から6月期には305兆円を超えるまで落ち込みました。本市の消費税による経済的な影響というのは、どのようなものがあつたのか、お答えください。

○(総務) 企画政策室尾作主幹

増税したことによる市への影響についてですけれども、過去の市民経済計算推計の結果報告書から、読める範囲で申し上げますと、消費税が5%から8%に引き上げになった平成26年度の市民経済計算推計は、これから推計等の作業に取りかかる予定でありまして報告書はまだまとまっておきませんが、消費税率が3%から5%に引き上げとなった年でありまして9年の市民経済計算推計結果報告書によりますと、道内では4月の消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動から、住宅建設が前年度を下回り、個人消費にも弱い動きが広がったとあります。

また、同年11月には金融機関の経営破綻がありまして、その影響があり、家計や企業の先行きに対する不安感が増大し、年度末にかけて景気の急速な後退が見られ、結果として道内の経済活動の規模を示す道内総生産、経済成長率がマイナス成長となりまして、本市におきましても市民経済計算を計算する際に、同様に対前年度比マイナス1.4%の成長となっております。

○高野委員

私も過去の本市で出しています市民経済計算推計結果報告書を見させていただきましたが、やはり小樽市もそういう経済的にはマイナスになったということもしっかり載っています。その増税前は経済成長が3%以上、プラスになっていたけれども、昭和50年以降、初めて消費税導入されてからマイナスになった翌年もマイナスになったということも記載されておりました。

それでは、消費税3%が導入された後から、現在と申しますか平成29年度、市内における正規の従業員、非正規従業員の状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

本市が実施しております小樽市の労働実態調査では、平成9年度の正規従業員の割合は75.7%という調査結果になっております。26年度の労働実態調査では、正規従業員の割合が64.9%となっておりますので、26年度と比較しますと正規の割合というのが少し下がっていると、そういった状況を確認しております。

○高野委員

今、正規従業員が減っているというお話がありましたが、なぜ非正規従業員がふえているのでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

非正規の従業員の割合が上がった要因につきましては、さまざまな要因が考えられると思いますけれども、柔軟な働き方を希望する女性ですとか高齢者の労働参加の拡大、あるいは労働コストの調整手段として用いられてきたこと、こういったことなどが理由としては考えられる、そのように考えております。

○高野委員

さまざまな要因があると。それはあると思います。しかし、やはりこの消費税の問題も影響があると思います。消費税は売り上げ分から仕入れ、経費分を差し引いて納税額を求めるため、消費税を軽減するために正規雇用を減らして、派遣労働者などを外注化させ、消費税負担を軽減させる企業、または従業員の免税点が3,000万円から1,000万円に引き下げられたということも、やはりこの非正規雇用がふえているというところには、こういうことも考えられるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

繰り返しになりますけれども、非正規の従業員が若干ふえたと、この要因につきましては先ほど申し上げましたような労働者側の意識といたしますか、柔軟な働き方を希望する女性、高齢者の労働参画の問題ですとか、あとは企業側の労働コストの調整手段、そういったことで用いたとか、そういったさまざまな理由、要因によって非正規の割合というのは高まったと、そのように確認しております。

○高野委員

さまざまな理由ということは聞いたのですが、こういうことも要因ではないですかということ聞いたのですが、その点はいかがですか。

○(産業港湾) 商業労政課長

今、委員が御指摘された点につきましては、必ずしもそういった影響がないと、そういったことは言えないのかなというふうに考えます。

○高野委員

影響がないわけではないというお話もありました。私は、やはりあると思うのです。というのは、やはり年間の売り上げが3,000万円から1,000万円に下がったといっても、1,000万円といっても月20日の営業で、1日約4万円ぐらゐの売り上げで消費税の課税業者になってしまうわけです。赤字となっても、これは納税義務が発生します。次の年が赤字になっても、1,000万円を超えたら納税しなくては行けないわけです。

この免税点の改正によって、課税業者から消費税を転嫁できず、困っているというような相談というのは、これまで市にはなかったのでしょうか。その点、いかがですか。

○(産業港湾) 産業振興課長

平成15年度の税制改正関係ということで、少し前の事案になりますので可能な限り調査いたしましたけれども、そのような相談というのは確認できませんでした。

○高野委員

相談はなかったということですが、相談はなくても、こういった消費税による影響というのは把握したりとか、そういうことは行われたのでしょうか。

○(産業港湾) 産業振興課長

先ほど企画政策室尾作主幹からも答弁させていただきましたけれども、やはり税率が上がるということで駆け込みの需要であるとか、そういったふうな影響ということでは聞いているところでございます。

○高野委員

しっかり調査を行うべきではなかったのかというふうには思います。先ほど、消費税分の徴収額等、企業会計、特別会計でも聞きました。業務用の水道料金も消費税8%になってから、以前の5%よりも、やはり上がっている

わけです。年額 1 万 7,000 円以上にもなっているわけですから、当然経営にも影響があると考えますし、本市でも消費税の導入に伴い、こういう外注化の例や品物を仕入れする際の消費税が払えない等の理由から、課税者が本当は 1,000 万円を超える、課税者が払うべき消費税分を払わずに、仕事をもらうかわりに仕入れする業者が消費税分を払わなければいけないという状況も、市内であるというふうにも聞いています。

消費税分の影響があるということが、この市の発行しているこういう経済計算推計結果報告でも載っていますし、こういう状況があるわけですから、その影響についても、やはり調査する必要があったのではないかと考えます。その点、もう一度答弁をお願いします。

○（産業港湾）産業振興課長

現在において調査ということは考えてございませんけれども、報道等にもありますとおり、今後また消費税の税率の変更ということも報道でもありますので、そういった部分を踏まえながら必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○高野委員

消費税が上がった影響について、しっかり書いているわけですから、必要があればではなくて調査しなければならないのではないですか。

○（産業港湾）産業振興課長

これからの 8%、10%というのは、まだ決まっている部分ではありませんので、そういった状況を踏まえながら検討したいと思います。

○高野委員

また質問をしても同じような感じになってしまうので、言いますけれども、2016 年度、国税の滞納額の 60% が消費税なのです。課税業者の 5 人に 1 人が滞納している状況になっているのです。消費税を上げることになれば、人件費の割合が高い企業ほど消費税が高くなるため、消費税の負担軽減のために正社員を派遣社員などに切りかえる企業がふえることにもつながり、また、売り上げに転化できなければ廃業に追い込まれるということも、やはり過去の例からもはっきり明らかになっているわけです。

この市民経済計算推計結果報告を見ても、本市の 1 人当たりの所得が国や道と比べても依然として低い状況があるということを考えれば、小樽市にとっても、この消費税というのは市民の暮らしや経済に、かなり打撃を与えるというふうに思います。やはり国に対してもはっきり、景気を根本から冷やし、働く場を奪う消費税は反対の声を上げるべきだと考えます。答弁を求めて質問を終わりたいと思います。

○委員長

答弁できる方、いらっしゃいますか。どなたか答弁される方は。

○市長

私の答弁で御満足いただけるかどうかわかりませんが、消費税増税について反対の声を上げるべきではないかというお尋ねではございましたが、そもそも、この消費税の増税の目的というのは、いわゆる社会保障費に充てていくべきものだという考え方のもとでスタートしているわけですが、なかなか全体として、この消費税増税が社会保障費に回っていないのではないかという、こういう御意見がある中で、反対意見もあるというふうに思っております。

ですから、必ずしも消費が冷え込んでいくということだけではなくて、そちらの、必ずしも本来の目的である社会保障費に充当されていないということにもあると思うのですけれども、この消費税増税、本来の趣旨に使われるということであれば、これはこれで私としては十分容認できる問題ではあると思いますが、今申し上げましたような景気を下押しするというようなこともある中で、双方の面から考えていかなければいけない問題だというふうに考えておりますので、直ちに消費税増税に対して反対の声を上げるべきではないかというお尋ねについては、基本的に

は、行政としては慎重に考えていくべきだというふうに考えているところでございます。

○新谷委員

◎消費税について

ただいまの消費税の問題は、やはり増税したことによって景気が悪くなっているというのは明らかです。所得も減っております。そうした点で市民への影響が出ておりますので、高野委員が言ったようにしっかりと調査を行うべきだと思います。

◎家事用水道料金、下水道使用料について

私は、まず、家事用水道料金、下水道使用料について伺います。

昨年度、来年から10年間の上下水道ビジョン策定のために水に関する市民アンケートを実施しました。この中で水道料金、下水道使用料について、基本水量20立方メートルについてどう感じるかに対する市民意識と、それから、その次の現在の水道料金と下水道使用料についてどう感じるかという、この点について説明してください。

○（水道）主幹

基本水量20立方メートルについてどう感じていますかの問いに対しまして、妥当と答えた人が35.8%と最も多く、次いで、よくわからないが32.5%、少ないが11.0%、多いが8.0%となっているところです。

現在の水道料金と下水道使用料についてどう感じていますかの問いに対しまして、妥当と答えた人が最も多く、37.7%となっております。安いと答えた人が0.7%であり、やや安いと合わせると2.1%となっております。高いと答えた人は12.8%であり、やや高いと合わせると46.2%となっております。

○新谷委員

このアンケートで概要を見れば明らかですが、基本水量についてはよくわからないけれども、やや高い、高いと感じている人が多いということです、46.2%になりますから。

それで、2015年度から2017年度の3年間の基本水量、これに達していない世帯の件数と、使用水量、平均使用水量、件数の割合をお示しく下さい。

○（水道）業務課長

2015年度から2017年度の各年度の8月、9月の家事用使用者で抽出いたしました結果でございます。

2015年度は2カ月20立方メートルの基本水量に達していない世帯の件数1万8,999件、その使用水量22万3,782立方メートル、平均使用水量は11.8立方メートルです。家事用全体に対する割合は37.9%になります。

2016年度は、件数は1万9,148件、使用水量は22万5,415立方メートル、平均使用水量は11.8立方メートル、全体の割合は38.5%です。

2017年は、件数が1万9,365件、使用水量は22万8,123立方メートル、平均使用水量は11.8立方メートル、全体の割合は39.2%となっております。

○新谷委員

件数は年々高くなっているということが今わかりました。それで、資料を出していただきました。11.8立方メートル、約12立方メートルとして、2カ月で約12立方メートルを使用した場合の他市との料金比較です。これによりますと、小樽市の料金は上から3番目、アンケートに出ておりますように高いと感じるのは当然だと思いますが、この市民アンケートの結果を受けて、また今お示ししていただいたこの比較、これを水道局としてどう受けとめているのか、お願いいたします。

○（水道）総務課長

アンケートの結果について、水道局としてどう受けとめているかということでございますが、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、高い、それからやや高いと御回答いただいた方は約46%となりますので、全体的に高いと感じ

じていらっしゃる方が多いというふうには思っております。

しかしながら、無回答の方が14%いらっしゃいましたのと、基本水量に関する質問に関しては、よくわからないという答えが2番目に多い32.5%となっております。こうした状況から、料金を高いと感じていらっしゃる方も多いのと同時に、制度、仕組み等、こういったものの御理解をなかなかされていない方が多いということも同時にうかがえますので、まず今後は水道事業、下水道事業への理解を深めていただけるように我々も広報活動、周知活動に力を入れてまいりたいと考えております。

○新谷委員

そういうこともあると思いますけれども、でもやはり高い、やや高いというのが多いわけです。よくわからないというのは、仕組みもそうですが、他市との比較がわからない。だから、わからないのです。本当に一般の皆さん、ほかの市でどうなのだろうかということを言います。また、他市から転入された方は、高いねというのが大体聞いているところです。

それで、2017年度の水道事業、下水道事業の損益収支を見ますと水道事業で5億円の黒字になっています。それから、下水道でも同じように5億円。この水道事業、下水道事業はいつから資金不足が解消されたのでしょうか。

○（水道）総務課長

水道事業、下水道事業で資金不足がいつから解消されたかということですが、水道事業会計につきましては平成23年度から、下水道事業会計につきましては26年度から資金不足が解消された状態となっております。

○新谷委員

これにはいろいろな歴史があるわけですが、ここで、先ほど高野委員からも話がありましたが、改めてこの市民経済計算推計結果報告書による小樽市民の所得について、説明してください。2013年度でよろしいです。

○（総務）企画政策室尾作主幹

本年1月に刊行しております2013年度の市民経済計算推計結果報告書によります1人当たりの市民所得は、約217万6,000円となっております。対前年度1.9%の増となっております。

また、同年度における1人当たり道民所得は254万5,000円、1人当たり国民所得は282万1,000円であり、本市の1人当たり市民所得は対北海道比では85.5%、対全国比77.1%となっております。

なお、報告書における1人当たりの市民所得といいますのは、市民1人当たりの給与や実収入の平均を示す値というのではなくて、企業の所得等も含んだ市民経済全体の水準をあらわす指標となっております。

○新谷委員

そういう企業の分も含んでいるといいますけれども、実際には小樽市民の所得というのは、北海道と比べても、全国平均と比べても、大きく下がっているというふうなことが言えると思います。

それで、他市は、低量利用に配慮した料金設定となっておりますが、この点についても以前から聞いてきましたけれども、この市民の何とか下げてほしいという、見直ししてほしいという声がたくさんあるわけですが、受けとめて、基本水量と基本料金、これを見直すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○（水道）総務課長

基本水量と基本料金の見直しについてでございますが、この件につきましては以前からも答弁申し上げておりますとおり、水道事業会計、それから下水道事業会計の長期的な収支を見きわめた上で判断すべきものと考えております。現在策定中の（仮称）小樽市第2次上下水道ビジョンでは、長期的な投資費用を初めとしまして、人口減少に伴う給水収益等の影響など、さまざまな角度から今後の財政収支見通しを現在検討しておりますので、その結果を踏まえて考えていきたいと思っております。

○新谷委員

さまざまな方面から検討するというのは当然のことだと思いますが、見直したいというような答弁もいただいて

おりますけれども、それはどうなのですか。低量水量に配慮した見直しをしたいというような答弁をこの前いただきましたが、いかがなのですか。

○(水道)総務課長

先ほど申しあげましたとおり、長期的な収支を見きわめた上でなければ判断できないといったようなところにあるのは事実でございますが、以前の答弁の中で、従来一つの家庭の中で1カ月10立方メートルというのが平均でありましたものが、少子高齢化により世帯の平均使用水量が減っているというのも事実でございます。従来から申し上げておりますとおり、使っていない分のお金を払っていただいているというのではなく、水道料金の中には固定費と呼ばれる使用水量にかかわらず負担していただかなければならない経費というのもございますので、そういった部分で今の体系はできているところなのですが、以前、水道局長からの答弁の中で、ただわかりやすい料金体系といった意味では使っていない分を負担しているというふうに誤解を受けるという部分もございますので、わかりやすい料金体系に向けた検討というのを考えていきたいと、そういったような市民感情も理解するといったようなことを申し上げていた事実もございます。

結論といたしましては、うちとしましてはいただき過ぎているという考えではないのですが、わかりやすいといったようなものを含めた検討は、今後していきたいというふうに思っております。

○新谷委員

わかりやすくするのは当然ですよ。わからないから、アンケートにもよくわからないと出ているわけですから。ただ、このように基本水量20立方メートルというのは、他市ではそういうところもありますけれども、大体16立方メートルにしたり、それから従量料金です。そういうふうに設定しているわけです。

それで今、固定費のことが出ましたけれども、固定費のことを聞くと、わからないと逃げるのです。一体固定費は幾らで、基本水量に幾ら含まれているのですか。

○(水道)総務課長

固定費の部分が幾ら含まれているかということについてでございますが、まず、そもそも固定費が何かといいますと、例えば、検針ですとか料金徴収ですとか、使用水量にかかわらない部分で幾らか、あるいは過去の設備投資に対して幾らかかっているかという、今の従量というのでしょうか、使った分とはかかわりなく負担していただくものというのが幾らになるかというのを試算した状態といたしましては、平成29年度決算ベースで、現行料金として家事用は1カ月1,270円といったような料金でいただいておりますが、固定費の部分を家事用に換算いたしますと、1,764円40銭ということになっておりまして、現時点の料金体系の中でも本来、家事用の基本料金として負担していただく分というのは、現在の基本料金を上回っている状態になります。ただし、こういったものにつきましては全体の料金の中で従量にいく部分もあったり、あるいは業務用にいく部分というのがあったり、そういうのをどのように割り振りするかといったようなことはございますので、現状を踏まえた上で今後の長期的な収支を見きわめた上で判断してまいりたいというふうに思っております。

○新谷委員

固定費は基本水量以上なのだというふうなことで、ほかのところでは考えていかななくてはならないと、全体です。そういうことでしたけれども、大体、今この12立方メートルの他市比較です。これを見て、どう考えるのでしょうか。もう一度、答弁をお願いします。

○(水道)総務課長

水道料金の他市比較、先ほど業務課長から答弁申し上げたとおりなのですが、それぞれのまちで使っている設備、あるいは基本的に料金が高い低いというのもございますが、その町が山坂の多いところであったり、ポンプ場の数が多かったり、あるいは人口密度によったり、料金を構成する要素というのはいろいろなものがございます。ですので、一概に金額が高い低いといったようなことには、それなりの背景というのがもちろんございますので、それ

ぞれの状況が小樽市に合致するかどうかというのは一概に判断できないというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、そういったような形で料金改定を行っているまちもあるというのも事実でございます。ただ、現行のまま長期的な収支を見きわめないうちに引き下げるということは、将来改定するときに改定幅をいたずらに引き上げてしまうということにもつながりかねませんので、それをきちんと見きわめた上で判断してまいりたいというふうに思っております。

○新谷委員

いろいろな面から考えなくてはならないというのは、それは当然ですが、そもそもこの水道料金、現在の水道料金にしたのは21年も前のことですね。ずっと同じ料金体系で来ているわけですが、その前は人口22万人を目標にしてつくった朝里ダム建設、これを含めた第6次拡張工事事業、この起債償還などで累積欠損金が大きく生まれたわけですが、この解消のために1992年と1996年に料金の値上げをしたわけです。市民の反対を押し切って強行しました。その累積欠損金も2011年度末で解消されておりますし、21年もこの料金体系を変えないで来ているわけです。今、実際に黒字になっているということでは、それと先ほど市民1人当たりの所得、全国、北海道よりも低い、こういう状態を考えて、ぜひ来年4月から基本水量と基本料金を見直して、市民負担を軽減すべきと考えますけれども、いかがですか。

○水道局長

来年から料金の見直しをということでございますが、確かに損益収支で今、黒字が続いている状況でございますけれども、これは今まで借りました企業債がかなりの額がございまして、そちらの償還も考えていかなければならないということがございます。また現在、次期ビジョンの策定作業を進めておりますが、今後の老朽施設の更新費用など、これが長期的、総合的に勘案して判断していかなければならないということがございます。

やはり今、従来の浄水場、処分場など150ぐらいの施設がございまして、また、管路ということで申し上げますと1,500キロメートルありますので、こういう施設を維持管理していかなければならないということ。

こういう施設のほとんどが昭和30年から40年の施設で、今後、更新年を迎える施設がたくさんございます。また、人口減少もありまして、先ほど課長からもありましたように給水収益の減少が見込まれる中で、どのように老朽施設の更新を平準化を図りながら行っていくのか、これは今、先ほども申し上げたビジョンの中で長期的な投資の費用ですとか収益の予測、これも試算しておりますので、その結果を踏まえまして基本水量に満たない世帯の配慮をしながら一体的に見直していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○新谷委員

今、配慮をしていくという答弁をいただきました。まだ言いたいことはあるのですけれども、次の質問がありますので移ります。

◎簡易水道事業について

次に、簡易水道事業についてです。

2017年度の石狩西部広域水道企業団からの受水費が114円から111円に単価が下がりました。日本共産党の小樽市や石狩市、当別町の議員団が、この単価を下げるように企業団に申し入れてきたのですが、これによる財政効果というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室小川主幹

平成29年度の石狩西部広域水道企業団からの受水費が下がったことによる財政効果につきましては、29年度の基本水量52万4,870立方メートルに受水費の差額3円をかけることにより、税抜きで約157万円の減額となっております。

○新谷委員

資料も出していただきました。毎年の、この簡易水道事業に対して一般会計の繰入金です。小樽市の財政を圧迫

していることが問題ですけれども、2017年度決算で見ますと、予算よりも若干少なくなっておりますけれども、依然として高い金額となっています。

基本水量と、それから給水量、有収水量、これを見ますと、企業団から買う基本水量は年々ふえているのに、有収水量が横ばいというか、余りふえていないわけです。これについてはどのように考えておりますか。

○（総務）企画政策室小川主幹

有収水量等が伸びていないことにつきましては、思うほど企業の張りつきが伸びていないというところが原因だと考えてございます。

○新谷委員

それで、企業が張りついていないということですが、石狩湾新港背後地の立地企業の状況について、現在の分譲面積と、それから企業の操業ですが、これはどうなっているのかお知らせください。

○（総務）企画政策室小川主幹

現在の分譲の割合につきましては、約45%となっております。

（「操業率というのはどうですか。操業率も聞いたんですけど」と呼ぶ者あり）

操業の割合につきましては、約29%となっております。

○新谷委員

まだまだ分譲し、それから操業の企業がふえなければ、この赤字というのは続くと思うのですが、決算書では昨年度より給水業者数が1社ふえておりますが、これは北海道が企業誘致したものでしょうか。

○（総務）企画政策室小川主幹

昨年度ふえた給水業者につきましては、北海道が企業誘致したものではありません。石狩開発株式会社が誘致したものでございます。

○新谷委員

今、北海道が企業誘致したのではなくて石狩開発がしたのだということで、私たち、この簡水というのは、そもそも小樽の市域なので、朝里ダムから水を引くべきだということを主張してきたのですが、北海道主導のもとで事業が実施されて、当別ダムからの水を買うことになってしまったわけです。

それで、これは北海道に責任を持ってもらうべきであって、何回も主張してきましたが、昨年の委員会の答弁では、北海道は財政的な補填は難しいけれども、企業誘致と利用水量をふやすことが解決の手段であって、今後とも小樽市と協議を継続して、こういった手法があるか検討していきたいというような回答でした。この協議では、どんな進展があったのか。

それから、2期工事が始まるわけですが、このままの水量でいくのか、どうなのか、その点についてお示してください。

○（総務）企画政策室小川主幹

北海道との協議、要請につきましては、今年度9月に行っております。

簡易水道事業の対策要請について、北海道が策定した地下水揚水計画どおり、地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう必要な方策を早急に検討し、実現していただきたい。地下水利用組合企業が本市の簡易水道への転換を行わないことで生じる簡易水道料金収入の不足分について、本市へ補填するなどの対策を講じていただきたい。また、積極的な企業誘致活動により、小樽市域への企業立地の促進を強化していただきたいと、3点要請してまいりました。

北海道からは、北海道の財政状況も非常に厳しいということもあり、小樽市への支援は難しい。企業の使用水量をふやしていくことが問題の解決の手段であると、今までの回答以上のものは難しいとのことであり、特に進展は見られておりません。

企業団の 2 期工事につきましては、平成32年度の 2 期工事着工に先立ちまして、昨年度は石狩西部広域水道企業団と構成団体により協議を行っております。その中で、37年度からの確実な札幌送水の開始に向けた技術的な検討を行うため、本市では近年の企業操業面積の推移を勘案し、現実的な将来に見込まれる企業操業面積等を考慮した上で、より実情に即した受水予定水量を推定したものを37年度から47年度までの受水予定水量として石狩西部広域水道企業団へ報告をしており、それに基づき話し合いが行われている状況でございます。

(「済みません、聞こえなかったのですけれども、何立方と言ったのですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

2 期工事のですか。

(「ええ」と呼ぶ者あり)

それは答えていない。

2 期工事の受水予定水量はいかがですか。

○(総務) 企画政策室小川主幹

2 期工事に向けて、水量の見直しを行っておりまして、本市からは平成47年度で 1 日最大1,500立方メートルで報告してございます。

○新谷委員

1 日1,500立方メートルに下方修正したいということでした。やはり、この経営戦略の策定案の参考資料では、平成47年の目標で 1 日3,100立方メートルでしたから、下方修正せざるを得なかった。やはり過大な計画だったということが示されたと思います。それにしても現在の計画は36年度までですから、あと 6 年間は続いて一般会計からの負担がふえ続け、余計な負担をしなければなりません。よほどのことがない限り、赤字がふえるばかりです。

もっと北海道に力を入れてもらって、企業誘致をするなどして、少しでも黒字に近づくように頑張っていただきたいと思いますし、北海道に従ってきた結果、当別ダムの水を買って無駄な支出をして、今後も続くのは認められない、このことを申し上げます。最後に答弁ください。

○(総務) 企画政策室小川主幹

北海道に従ってきた結果、無駄な支出をしているのではないかという認識につきましては、近年、石狩湾新港地域の背後地企業からの市税収入も少しずつではありますが、ふえている状況であり、本市の都市経営に貢献しているという側面もあるということは御理解いただければと思っております。

とはいいいましても、今後におきましても委員からの御指摘のあるとおり、これまで主体的にかかわって責任があると思っている北海道に対して要請を継続していきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎決算認定の影響について

決算認定の影響についてお伺いします。

これまで、過去 2 年間、議会での決算の不認定が続いております。私たち議会が、提出された決算案と森井前市長の市政執行について、しっかり議論をした結果、そういう議決になったということです。ただし、外から見れば

非常に違和感があるでしょうし、本市への評価というものにも大きくかかわっているのではないかと考えるところ
です。そこで、決算不認定になった場合、どんな影響があるのかということについて、お聞きしたいと思います。

まず、そもそも国は決算不認定となった地方公共団体というのは把握しているものなのでしょうか。

○（財政）財政課長

決算不認定につきましては、総務省において 2 年ごとに調査を行っております。直近では本年 4 月 1 日を時点調
査とし、その調査対象期間につきましては平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までとなっておりますので、決算に
つきましては 27 年度決算、28 年度決算が該当してくる形になります。

本件につきましては、本年 8 月に本市の総務課に調査依頼が届き、不認定採決日、議決状況、不認定の理由、不
認定後の議会における対応状況などを報告しておりますので、決算不認定となった事実を把握しているものと考
えております。

○佐々木委員

把握しているということで、それで決算不認定による、その把握した国から何らかのペナルティーのようなもの
があるのではないのかという、非常に不安というか、そういううわさも聞こえてきたりするのですけれども、ペナ
ルティーのようなものはあるのでしょうか。例えば、地方交付税が減額されるとか、補助金が認められなくなると
か、そういうことはありますか。

○（財政）財政課長

地方交付税につきましても、各種補助金につきましても、一定のルールで交付されている形になっておりま
すので、そのようなことはないものと認識しております。

○佐々木委員

地方自治法第 233 条第 6 項を要約して言うと、市長は決算をその認定に関する議会の議決及び監査委員の意見とあ
わせて、市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつその要領を住民に公表しなければならないとなっていたの
です。しかし、その後、地方自治法の一部改正があって、その改正内容というのは今言った第 6 項が、市長は議会
の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならないとなったのです。その結果、この改正により、現在は
道知事への報告義務はなくなっています。

道と市の間における財政状況の報告などの機会に、なくなったとは言いつつも、そういう話が出たことはないの
かどうか。道から何か、不認定になったことについての反応というのではないのかどうか、お聞きしたいと思います。
例えば、道からの助言だとか指導等はあったのかどうか。あれば、その内容についてもお示してください。

○（財政）財政課長

道とは各種財政に関する照会や決算統計などの報告、そのほかに毎年、春と秋につきましては財政状況全般のヒ
アリングが行われております。そのヒアリングの中で、本市が決算不認定になったという話はしておりますが、決
算不認定に対しての今後の行財政運営についての技術的な助言等については特にございません。

○佐々木委員

道は、この不認定で今お話がないということですが、道の場合でもお聞きしますが、交付金や補助金等に
今のところ影響はないのでしょうか。

○（財政）財政課長

道からの交付金や補助金等につきましても、国と同様に一定のルールで交付されているものなので、特段そうい
う影響はなかったものと認識しております。

○佐々木委員

国や道から不認定が 2 年続いたことによる影響というものは、今のところないということで押さえていただ
きまして、少し安心をいたしました。

そこで、私が先ほど言った改正の部分ですけれども、報告義務はなくなったのですが、住民への公表義務は残っております。これまでの公表方法というのは、どうしていましたか。

○（財政）財政課長

決算の市民への公表につきましては、従前から市政閲覧コーナーや図書館などに決算説明書などを常設するとともに、広報おたる10月号におきまして、決算報告として周知をさせていただいているほか、決算資料につきましては小樽市ホームページにも掲載させていただいております。

○佐々木委員

ということですが、昨年の広報おたる、それから市ホームページには、平成28年度の決算報告については公表されているのですけれども、議会の不認定議決の結果というのは載っていません。これは地方自治法上、問題はないのでしょうか。

○（財政）財政課長

今回の地方自治法第233条第6項の部分ですが、読み上げさせていただきますが、「第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。」とされております。この第三項の決算の要領につきましては、決算資料とか歳入歳出事項別明細書、そして実質収支に関する調書及び財産に関する調書というふうを考えておりますので、監査委員の審査に付した、これら決算資料となるものから、議会の不認定議決を受けた結果を住民に公表となっていなくても、地方自治法上の問題はないものというふうを考えております。

○佐々木委員

問題がないということですが、問題がないから、それでは議会での議決の結果を市民に公表しなくていいのかということなのです。

今後こういう部分については、私としてはやはり、議決の結果もきちんと公表されるべきであろうというふうに思うのですけれども、今後どうされていくのかお話をお願いします。

○（財政）財政課長

平成29年に、この地方自治法第233条が改正されまして、決算不認定の場合の措置報告規定というものが本年4月から施行されております。この中身については、決算審査の部分を通じて議会の監視機能がより適切に発揮され、そして議会と長の関係がより活性化されるものというふうに考えております。

私たちといたしましても、今回の第233条が改正、追加されたことを受けて、今後決算が仮に不認定になった場合につきましては、その事実を本市のホームページなのか、広報おたるでの掲載なのか、調整は今後必要にはなりますが、検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

ぜひ、結果についてもきちんと公表されるようにお願いします。

今お話のありました地方自治法第233条の第7項のところ、もう一度そのところを見ますと、地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表しなければならないということが追加されていると。

これまで、不認定の結果、必要と認め、措置してきたことと、ここ2年、そういう事例というのはあったのかどうか。あれば例を挙げてください。

○（総務）総務課長

必要と認めた措置の例ですけれども、例といたしましては平成28年度一般会計決算の不認定理由に挙げられておりました事項で、交際費につきまして、予算の範囲内での適正な執行に努めることとし、仮に不足が生じる見込みとなった場合には流用ではなく、補正予算などの措置を講じるということにいたしました。

それから、高島漁港区の観光船事業につきましては、事業者から収受した使用料等の収入が根拠のないものにな

ったということから、当該事業者に返還するというにいたしました。

○佐々木委員

そのことについて公表はされたのか、どういう方法でされたのか。

○（総務）総務課長

ただいま申し上げました件につきましては、平成30年第1回定例会の本会議で市長の提案説明の冒頭で報告をさせていただきます。

○佐々木委員

報告はわかりました。公表は、これは多分、市民に向けてということだと思っておりますけれども、これは公表はされているのですか。

○（総務）総務課長

この第1回定例会の時点では法施行前だったということもありまして、これを別途、公表するという事まではしておりません。

○佐々木委員

ぎりぎり施行日前だから、義務がなかったということだと思いますが、今後、前市長の市政執行のものであれ、決算が認定、不認定のいずれであれ、市政執行に誤りや不備が指摘されて、措置が講じられたということがあれば報告、公表というものはきちんと行ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

不認定となったものにつきまして措置を講じた場合、これは地方自治法第233条第7項の規定に基づきまして、対応してまいりたいというふうに考えております。また、その他、議会から指摘等があったものについては、これまで行ってきているのですけれども、措置を講じた場合は、これは議会への報告をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、公表につきましては、その案件ごとに必要性を含めて判断していく必要があるのかなというふうに考えております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。やはり、議会での予算案の認定の議決というのは、白紙委任ではないのです。執行権は市長にありますから、当然執行に必要な予算額を決定するという議会は議会の仕事をすると。執行権については市長が適正に行ってくださいということになります。それを、しっかりとチェックしていくのが私たち議会の責任であって、こういう決算についてもしっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをして、私の質問は終わります。

○林下委員

◎除排雪費用にかかわる流用について

私からは、排雪費用にかかわる流用についてお伺いいたします。

除排雪については、既に今、質問がありましたけれども、昨年度は降雪量も積雪量も過去3年間よりも若干多く、低温などの影響も加えて、排雪の抑制によって道路脇の雪山が高くなって、出あい頭の事故などの危険性を市民から指摘される声が多くなってまいりました。そうした実態を踏まえて、自民党、公明党と私どもの3会派で補正予算案を措置して、早急に排雪を実施すべきという申し入れを行いましたけれども、前市長は除排雪は改善しているので、排雪する考えはないという回答を示しております。その後、そう時間はたっておりませんでしたけれども、結果的に他費目からの流用によって排雪を行っております。

なぜ、この時期まで排雪をしないという判断を、誰がしたのか。また、流用の判断は正しかったというふうにお

考えなのか、その点についてお伺いいたします。

○（建設）維持課長

ただいまの御質問ですけれども、除雪事業におきましては、やはり雪の降り方ですとか気温の推移など、毎年状況が違うということで、シーズン後半の予算の対応ということは、かなり判断が難しいということがあります。原則としては、現行予算でまず対応するというかと思っておりますけれども、やはり先を見据えて補正予算の選択肢があったのではないかとということもありますが、結果としては平成29年度予算の部内流用を選択したということですので。これにつきましては、組織としてそういう判断をしたということでもあります。

○林下委員

流用された予算について、例えば、道路補修費などに影響や支障はなかったというふうに確認できますか。

○（建設）維持課長

建設部の流用につきましては、主に工事の入札差金などの不用額を集めて整理したということですので、3月の道路補修にかかわる維持対応予算については、特に影響がなかったものというふうに捉えております。

○林下委員

流用については影響がなかったということで、後ほどこれは質問させていただきます。

◎色内ふ頭の防災工事にかかわる流用について

それで次に、色内ふ頭の防災工事にかかわる流用についてお伺いいたします。

平成29年度の当初予算における重点施策を再度見ましたし、港湾改修事業費や維持補修費関係にも色内ふ頭の老朽化工事に関する項目は見当たらないと思っておりますけれども、それだけ突発的で緊急を要する事態であったと思っておりますが、これまでの老朽化調査では、こうした緊急工事を要するほどの兆候や指摘はなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

平成26年度に簡易調査を行いまして、そのときに一応、開孔部というのが見られていたのですけれども、特に構造的に問題があるというような報告は受けていませんでした。

○林下委員

平成29年度の港湾施設の点検報告では、例えば、若竹地区や高島地区の評価がDからCへと上がっております。工法や年代によっても評価に差が出ることは理解はできるのですけれども、この点検報告では緊急措置をする必要性はないと判断できるのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

今回の調査の結果ですが、確かにDからCに上がったということでは、多少劣化が増したというふうになるのでしょうけれども、それにつきましては、定期的に今後も詳細点検なり、日常点検も行っていった中で確認してきて、その状況は見て判断していきたいというふうに考えています。

○林下委員

今回、緊急工事のため、小樽海上保安部の巡視船の停泊場所の移動が必要になって、給電設備などの異動が必要となり、その際、他費目からの流用を行っておりますけれども、流用はやむを得なかったとしても防災工事は道の補助制度の適用がありますが、関連施設などの費用は原因者である小樽市が全額負担しなければならないというふうに伺っております。そのとおりの判断でよろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

昨年度の小樽海上保安部の巡視船の移設に伴います関連整備については、急遽、突発的に発生いたしました事案でありまして、海上保安部の任務を継続的に遂行するという上では、港湾管理者として協力しなくてはいけない部分があるのと、その施設を管理しているのが、あくまで港湾管理者であったという、原因者であったことから対応

したところですが、通常でありますと公共事業の施工に伴いこれら施設の移転の必要性が発生した場合には、当然、公共事業の中で補助金ですとか交付金事業によって補償費というものが捻出できるということでは考えておりますが、今回はそういった公共事業の発生が伴わない緊急的な措置であったということから、市単独でそれらの費用について確保する必要があるというふうに認識しておりますので、適切に確保したものだというふうに考えております。

○林下委員

小樽港は広大な港湾施設ですから、こうした同じような突発的な対応が求められる可能性というのはなかなか否定しづらいというふうに思うのですが、やはり道や国への要望だとか、そういった連絡といいますか、調整といいますか、そういったものは現在図られておりますでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

北海道開発局にも、こういう事案があったことを伝えて、何かよい制度がないでしょうかという相談も当然しておりますけれども、つい先立って北海道市長会が開催された折りに小樽市の提案事項として、いわゆる小樽海上保安部の業務というのは、第一管区海上保安本部が担当する水域の中の一部で石狩と後志圏内の水域を担当する海域を持っているものですから、いわゆる広域行政に当たるものだという考え方から、これを小樽港を係留場所としている小樽市だけが負担するのは、なかなか厳しいということを踏まえまして、北海道市長会を通じて、それら費用についても国の厚い支援をいただけるよう要望しているところであります。

○林下委員

これは非常に考え方として妥当な判断だと思うのですが、ただ、今後も、例えば、地上の設備だとかなんとかで緊急工事のために移転が必要になるとか、そういった場面が出ますと、またこのことが一つの前例になって、いろいろな負担が生じてくるのではないかと私は懸念をするわけですが、その点について将来的に、そういった事象が発生したときにどういう対応を考えていくのか、あるいは道とのいろいろな調整といいますか、要望といいますか、そういったものも必要になってくるのではないかとと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

今後の老朽化施設に対する対応でございますけれども、まず一つとしては、現在も維持管理計画に基づいて、いろいろと調査を進めております。特に、少しおくられているのが鋼製の岸壁、これについてまだ全部調査が至っていない状況にありますから、一応古いところから調査を始めているのですが、まずこういうところをしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

そして、先ほど管理課長から答弁がございましたけれども、やはり突発的なものになりますと、どうしても、例えば利用者に対する保障ですとかというのが、なかなか公共として使えないという部分もございまして、まずはそういった調査を重ねていく中で危険なものをできるだけ計画的な事業に取り組んで進めていくということで、なるべく公費を使っていくということを考えていくというのが、まず基本かと思っております。

あとは、そのほかにも先ほどの海上保安部の関係ですとか、今後、私どもがこういった港を一定程度、施設を保っていく上で、やはり補助率の関係もございまして、いろいろな財源措置はまだまだ私どもとしては十分でないという認識も持っておりますので、こういったことにつきましてはいろいろな機会を通じて国に要請をしていくということは考えていきたいと思っております。

いずれにしても、まずいろいろな調査を進め、そして、なるべく計画的に物事を進められるように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○林下委員

この件については、また後ほどの委員会で質問することになるかと思うのですが、そういったことでよろしく願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。